

CHAPTER

第2章

著作物

[24頁]

QUESTION

前掲東京地判平7・12・18〔ラストメッセージin最終号〕は、たとえば次の挨拶文について創作性がない、と結論づけている。読者のみなさんは、「なるほど、もっともだ」とお考えになるだろうか。

「VEGETA・ベジタ」休刊のお知らせ

小誌は、昭和63年4月に野菜と健康の情報誌「VEGETA・ベジタ」として創刊し、その理念に多くのかたがたより深いご賛意と共感をたまわり、厚いご支援の中で現在に至りました。

しかしながら、このたび突然ではございますが、諸般の事情により本号（四月号）をもちまして休刊の止むなきに至りました。

創刊以来五年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました諸先生に、ここにあらためまして心より御礼もうしあげますとともに、不本意ながら休刊の運びとなりましたことを、深くお詫びいたします。

いずれ、再スタートの機をかたく心に誓う所存でございますので、なにとぞ事情ご賢察のうえ、ご理解たまわりますよう伏してお願い申し上げます。

解説

本判決は、記事の目的から予想される5つの内容（①休刊又は廃刊となる旨、②読者に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、③休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明、④当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明、⑤同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨の要望）を特定して、本件記事にとってありふれた表現と

は何かについての目星をつけて、創作性の有無を判断する方法論を用いている。VEGETA 休刊のお知らせも、記載内容は上記の範囲にとどまるものと評価できる。もっとも、創作性は表現の内容ではなく表現自体に関して認められればよいから、内容が陳腐だからといってただちに著作物性が否定されることにはならない。VEGETA 休刊のお知らせは、内容だけでなく表現（文章自体）も紋切り型であり、創作性を否定した結論自体はやはり正当といえるように思われる。

[35 頁]

QUESTION

タイプフェイスは、デザイナーが書体のデザイン・コンセプトを決めて、これを実現するために、一文字ずつ多大な時間と費用をかけてデザインしていくものである。しかし、近年では、デジタル・フォントが普及していることもあり、そのコピーは容易である。そうだとすると、著作権による保護が見込めないとしても、タイプフェイスにはやはり一定の法的保護が必要であるように思われる。では、現行法において、タイプフェイスを効果的に保護する手段があるだろうか。

解説

まず、一般不法行為法上の保護が議論の俎上にのぼる。裁判例の中には、無限に存する書体自体の私有化を認めるに等しい結果になるとして、不法行為の成立を否定したものがある（東京高判昭 57・4・28 無体例集 12 卷 1 号 47 頁 [タイポス 45]）。これは、書体を保護すると文字を独占することになるという懸念に基づいているが、そもそも文字と書体は同一の概念ではない。他の裁判例は、抽象論としてではあるが、一定の範囲でタイプフェイスの模倣につき不法行為の成立を認めている。とくに大阪地判平 9・6・24 民集 54 卷 7 号 2499 頁 [ゴナU] 及び大阪高判平 10・7・17 民集 54 卷 7 号 2562 頁 [同 2 審] は、真に創作性のある書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものであるか、模倣者が不正競争の意図を有しているか、書体の特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣しているかといった要件を提示して、不法行為の成立につき一定の見通しを立てている。

最判平 23・12・8 民集 65 卷 9 号 3275 頁 [北朝鮮映画] 以降、裁判所は情報の不法行為法による保護に消極的になりつつあるが、それでもタイプフェイスの要保護性に鑑みると、上記の要件が満たされる場合に、法律上保護される利益の侵害があったとして不法行為の成立が今後裁判所によって認められる可能性は十分あるように思われる。

もっとも、不法行為法による保護は損害賠償にとどまり、差止めまでは認められない。そこで、タイプフェイスにつき不正競争防止法にいう「商品の形態」ということはできないか、ということが議論されている（渋谷達紀「商品形態の模倣禁止」『知的財産と競争法の理論—F. K. バイヤ教授古希記念論文集—』（第一法規出版、1996）368～369 頁）。もしそのようにいえれば、同形態の模倣品販売を不正競争とする 2 条 1 項 3 号の規定が適用され、差止めの保護を受ける

ことができる（3条）。しかし、「商品の形態」を定義した2条4項の規定をみると、「商品の形態」とは有体物のデザイン（3次元デザイン）をいうものと解釈するほかなさそうである（2次元デザインであるタイプフェイスは含まれない）。

[36頁]

QUESTION

裁判例には、「原告設計図における表現方法は、極く一般の設計図において用いられる平面的な表現方法であって、表現方法における格別の個性の発揮はない」としつつも、被告株式会社の部署や子会社の「各専用部分や各部屋及び通路等の具体的な形状及び具体的な配置の組合せ」に「原告設計図において、創作性のある部分」が認められる、としたものがある（東京地判平15・2・26平13（ワ）20223号〔フランステレコム〕）。この部分の創作性とは、設計図の著作物としての創作性なのだろうか。考えてみよう。

解説

設計図の著作物としての創作性は、図形的要素において現れる。部屋及び通路等の具体的な形状及び具体的な配置の組合せとは建築的要素であり、そこに創作性が認められても、建築の著作物といえるだけで、図形の著作物ではない。独創的な形状をした建築物の設計図が、きわめてオーソドックスな図法によって非個人的に制作されるということもあるのである。

[41頁]

QUESTION

著作物性が認められない編集物やデータベースについては、法的保護を与える必要はないのだろうか。もし保護を与える必要があるとしたら、現行法上、どのような保護が可能だろうか。

解説

やはり、一般不法行為法上の保護が議論の俎上にのぼる。実際に裁判例の中には、著作物性のないデータベースについて不法行為法上の保護を認めたものもある（東京地中間判平13・5・25判時1774号132頁〔翼システム〕）。その要件として同判決が摘示しているのは、①人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成していること、②データベースを製造販売することで営業活動を行っていること、③そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売することである。このほ

かに、複製されたデータの量ないし程度を考慮すべきとの見解もある（蘆立順美「判批」コピーイト 486 号（2001）27 頁，平嶋竜太「判批」L&T15 号（2002）66 頁）。

[47 頁]

QUESTION

図形の著作物という設計図があったとして、その設計図に忠実に建築の著作物を建造したとしよう。この建築物は、設計図の二次的著作物だろうか。それとも設計図とは全く別個の、独立の著作物なのだろうか（当該設計図における図形の著作物としての創作的表現が、当該建築物から、なお感得できるだろうか）。

解説

注意してほしいのは、設計図しか完成していない段階では建築の著作物は未だ存在していないわけではない、ということである。いったん設計図が作成されれば、建築表現もすでにその中で観念的に表現されているといえる（79 頁参照）。建造は、それを視覚で直接把握できるようにする行為であって、すでに存在している建築の著作物を複製する行為にほかならない。一度も実際に演奏されることがなくても、楽譜を書けば音楽の著作物が成立しているといえるのと同じことである（モーツァルトは、しばしば頭の中の音楽をそのまま楽譜に書いたという）。当該楽譜に忠実に演奏する行為はまさに音楽の著作物の演奏であり、楽譜の翻案ではない。

結局、建築の著作物は、設計図とは全く別個独立の著作物である。設計図が完成したとき、建築の著作物は設計図に固定されているのである。設計図自体の著作物性は、図形的な要素における個性的表現において成立する。